

喜多方市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る入札の透明性、公平性及び公正性を確保するため、入札に参加した者（開札までに辞退した者を除く。以下「応札者」という。）が行う当該入札に係る設計書の積算に係る疑義の申立て（以下「積算疑義申立て」という。）の手続について必要な事項を定める。

(積算疑義申立ての対象)

第2条 積算疑義申立ての対象は、入札に付した予定価格が400万円以上の建設工事に係る設計書の積算内容とする。ただし、入札を中止し、又は落札候補者を決定しなかった場合は、疑義申立ての対象としない。

2 積算疑義申立ての対象となる疑義は、入札前に公表された当該入札に係る設計図書に含まれる設計書の積算上の疑義で、その金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しないもの（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(積算疑義申立ての期間)

第3条 積算疑義申立てを行うことができる期間（第5条第2項において「積算疑義申立て期間」という。）は、落札候補者の決定がされた日から翌々日（その日が土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始に当たるときはその翌日）の正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、市長は、期間を短縮し、又は延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、入札手続を速やかに行う必要がある場合又は積算疑義申立て期間を設ける必要がないと認める場合は、その期間を設けないことができる。

(積算疑義申立ての手続)

第4条 応札者は、当該入札に積算疑義がある場合は、金額入り設計書閲覧請求書（別記様式第1号）を落札候補者の決定がされた日の翌日（その日が土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始に当たるときはその翌日）の正午までに市長に提出し、当該入札に係る金額入り設計書を閲覧することができる。

2 市長は、前項に規定する期限までに金額入り設計書の閲覧請求がされなかったときは、入札の手続を再開するものとする。

3 第1項の規定による閲覧をした者は、当該入札に係る積算疑義申立てをしようとするときは、積算疑義申立書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

4 前項の規定により提出された積算疑義申立書が次の各号のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
- (2) 積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるその他積算上の不確定な要素であつて、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの
- (3) 積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
- (4) 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (5) その他当該入札に直接関係のないもの
(積算疑義申立てに対する回答等)

第5条 市長は、前条第3項の規定による積算疑義申立てがあつたときは、当該入札の設計書に係る積算の内容を確認し、積算疑義申立てに係る回答書（別記様式第3号）により、積算疑義申立て期間の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。）に当該確認の結果を回答するものとする。この場合において、当該入札の落札者の決定は、回答の手続が完了するまで保留するものとする。

2 市長は、積算疑義申立ての期間に積算疑義申立てがされなかつたときは、入札の手続を再開するものとする。

(積算疑義申立てに係る入札の効力)

第6条 積算疑義申立てに係る入札の効力は、次の各号に掲げる前条第1項の規定による確認の結果に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 積算の内容に誤りがなかつた場合 有効
- (2) 積算の内容に誤りがあつた場合 次のアからウまでの場合に応じ、当該アからウまでに定める効力
 - ア 落札候補者に変更が生じる場合 無効
 - イ 落札候補者に変更が生じない場合で落札候補者が契約の締結を希望するとき 有効
 - ウ 落札候補者に変更が生じない場合で落札候補者が契約の締結を希望しないとき 無効

(所掌)

第7条 第4条第1項の規定による閲覧の請求、同条第3項の規定による積算疑義申立て及び第5条第1項の規定による積算疑義申立てに対する回答に係る事務は、当該建設工事の発注課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知をする入札について適用する。

年 月 日

喜多方市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者 氏名

連絡先

金額入り設計書閲覧請求書

次の建設工事に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

1 工事番号 第 号

2 工事名称

3 開札日 年 月 日

備考 上記の建設工事の応札者に限り、この請求をすることができます。ただし、開札までに辞退した者は、請求することができません。

年 月 日

喜多方市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者 氏名

連絡先

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、当該積算の内容の確認を求めます。

工事番号	第 号
工事名称	
申立ての内容及び理由	

備考

- 1 積算疑義の具体的な項目を記載してください。
- 2 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 3 積算疑義申立てができるのは、応札者で金額入り設計書を閲覧した者に限ります。
- 4 積算疑義申立て期間は、開札日の翌々日（その日が土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始に当たるときはその翌日）の正午までです。この期間を過ぎた積算疑義申立ては、受け付けません。

記入例

様式第2号(第4条関係)

令和〇年〇月〇日

喜多方市長 様

所在地 喜多方市〇〇〇〇番地

商号または名称 株式会社〇〇〇〇〇

代表者職・氏名 代表取締役〇〇 〇〇

担当者 氏名 〇〇 〇〇

連絡先 (電話番号)

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、当該積算の内容の確認を求めます。

工事番号	第 〇〇 号	公告の記載のとおり記入してください
工事名称	〇〇〇〇〇工事	
申立ての内容および理由	※あくまでも一例です。設計図書等で確認できるものや、入札前の質問期間で確認できた内容（設計書と図面の数量の差等、単価が複数想定される等）は、申立ての対象とはなりません。 (例) 設計書 頁 0-0005 本工事費の〇〇工の〇〇について、〇〇と示されていますが、異なる条件の〇〇で積算されていると思われます。	

備考

- 積算疑義の具体的な項目を記載してください。
- 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 積算疑義申立てができるのは、応札者で金額入り設計書を閲覧した者に限ります。
- 積算疑義申立て期間は、開札日の翌々日（その日が土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始にあたるときは、その翌日）の正午までです。この期間を過ぎた積算疑義申立ては、受け付けません。

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者職・氏名 様

喜多方市長



積算疑義申立てに係る回答書

年 月 日付けで積算疑義申立てのありました次の建設工事について、下記のとおり回答します。

記

1 申立てに係る建設工事

工事番号	第 号
工事名称	

2 積算疑義の内容に対する回答

--